

有機飲食料品に係る主務大臣が定める農林物資の種類ごとの認証事項の確認を行う期間

農林物資の種類	認証事項の確認を行う期間
有機農産物、有機飼料、有機畜産物、有機藻類、有機加工食品	おおむね一年とする。

制定等の履歴

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第29号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第29号
令和4年10月1日から施行する。